

戦略的イノベーション創造プログラムに係るガバナリングボード（第46回）議事要旨

1．日 時 平成28年3月31日（木）10：27～10：30

2．場 所 中央合同庁舎8号館6階623会議室

3．出席者

総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）

久間議員（座長）、原山議員、上山議員、内山田議員、橋本議員、十倉議員、大西議員

内閣府 森本統括官、中川審議官、松本審議官、中西審議官、真先参事官、岩松参事官、大洞企画官

4．議 題

（1）戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）の運用指針の改訂について

5．配布資料

資料1 戦略的イノベーション創造プログラム運用指針の改訂について（案）

資料2 戦略的イノベーション創造プログラム運用指針（案）

参考資料1 戦略的イノベーション創造プログラム運用指針 新旧比較表

6．議 事

（1）戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）の運用指針の改訂について

久間議員

第46回戦略的イノベーション創造プログラムガバナリングボードを開催します。本日の議題は、戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）の運用指針の改訂についてです。最初に事務局から説明をお願いします。

大洞企画官

SIP担当企画官の大洞の方から説明させていただきます。資料1を御覧ください。今回、SIPの運用指針の改訂の趣旨がここに書いてございます。昨年閣議決定されました日本再興戦略におきまして、大学改革と研究資金改革を一体的に推進するために、文科省及び内閣府の大学等に対する競争的研究費について、間接経費を30%措置する、これについては、28年

度新規案件より措置すると決定されております。これを受けまして、S I Pにおきまして28年度以降に新規に採択される課題で、大学等自ら使用する事業費につきまして、間接経費を直接経費の原則30%とすることを可能とするという趣旨の改訂でございます。具体的には、資料の2が指針の改訂案で、6ページ、7ページの黄色い部分が改訂部分でございます。説明につきましては、参考資料1、新旧対照表を使って説明させていただきます。1枚紙の横のものでございます。新旧対照表、左側が旧のものでございますけれども、従来からS I Pは間接経費10～15%、ただし個別の事情に応じて30%という規程がございました。今回、新しい規程といたしまして、右側の「新」のところにあります赤い字のところでございますが、10～15%を基本的には変えておりませんが、28年度以降に新規に採択された課題については、間接経費に相当するものとして30%以内の額まで配分できるということを明示いたします。また、27年度以前のものにつきましても、従来どおり個別の事情に応じ、30%以内の額まで配分できるという規程は維持したいと考えております。これは、下に書いてございます参考のI m P A C Tの運用指針、先週改訂いただいたものですが、こちらに平仄を合わせてございます。これに、さらに管理法人に対しましては、この規程に基づいて、大学等に対して28年度以降に、新規に採択された課題、これはこれまでの11課題に加えて12課題目ということになるんですが、がある場合には、間接経費を原則30%とすることをお願いしたいと考えております。以上が説明でございます。

久間議員

ありがとうございました。それでは、ただいまの説明について御審議ください。皆さんよろしいでしょうか。どうもありがとうございます。それでは、異議がないようですので、案のとおり戦略的イノベーション創造プログラム運用指針を改定することに決定いたします。それでは、今後事務局で必要な決裁手続を進めてください。最後に、事務局から連絡事項がありましたらお願いします。

岩松参事官

一つ御報告いたします。先般ご審議いただきましたS I Pの来年度の実施方針案につきましては、国会での予算成立後、昨日、持ち回りによる第17回C S T Iを開催し、決定いたしました。ありがとうございます。

久間議員

ありがとうございました。以上をもちまして、第46回戦略的イノベーション創造プログラムガバナリングボードを終了します。どうもありがとうございました。